

後期高齢者医療制度のお知らせ

令和5年度の保険料の額を7月にお知らせします

後期高齢者医療制度の被保険者の方に、令和5年度の1年間の保険料の額や、お支払いの方法についての通知書を、7月に郵便でお送りします。



●保険料の計算のもとになるのは

令和5年度の保険料は、令和4年中の所得にもとづいて計算されます。

●保険料の支払方法は

通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載されていれば、その金額が公的年金から引き落とされます。「普通徴収」の欄に金額が記載されていれば、納付書か口座振替でお支払いいただくことになります。

8月1日から有効の新しい被保険者証を7月にお送りします

新しい被保険者証は、7月中に簡易書留郵便で発送します。

●8月1日は、年に一度の被保険者証の更新日です

更新にともない、現在、後期高齢者医療制度に加入しておられる方全員の被保険者証が新しくなります。

●8月1日からは、今お持ちの被保険者証は使えません

令和5年8月1日以降は、今お持ちの被保険者証は使えませんのでご注意ください。(有効期限をお確かめください。)

●マイナンバーカードを被保険者証としてご利用いただけます

マイナンバーカードをお持ちで、被保険者証としての事前利用登録がお済みの方は、お届けする被保険者証に代えて、マイナンバーカードをご利用いただけます。

※利用可能な医療機関・薬局は厚生労働省HPで公開されています。詳しくは被保険者証に同封して郵送するリーフレットをご覧ください。

交付年月日 令和5年8月1日	
後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和6年7月31日
被保険者番号	01234567
住所	大津市京町四丁目3番28号
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和8年4月1日
資格取得年月日	平成20年4月1日
免効期日	平成20年4月1日
保険者番号	39252010
保険者名	滋賀県後期高齢者医療広域連合
1山折り(裏面)↓	
氏名	広域 太郎
被保険者番号	01234567
一部負担金割合	割
有効期限	令和6年7月31日

薄橙色(びわ色)になります。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「限度額適用認定証」を更新します

●「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「限度額適用認定証」とは

入院時や、高額な外来診療を受けられるときに、医療機関の窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証」(現役並み所得者の方は「限度額適用認定証」)(以下、限度額証)を提示すると、医療機関の窓口でのお支払いの上限が限度額までとなり、さらに非課税世帯の方は入院時食事代が減額されます。

●対象となる被保険者の方は

- ・住民税非課税世帯の方
- ・住民税課税所得が145万円以上690万円未満の方



●手続き方法は

令和5年7月31日まで有効の限度額証をお持ちの方で、令和5年8月以降も該当する方には、新しい被保険者証に同封して郵送します。(申請手続きは不要です。)

●対象となる方で限度額証をお持ちでない方は

被保険者証をご持参のうえ、市町の窓口で申請してください。

※オンライン資格確認に対応した医療機関・薬局では、限度額証をお持ちでなくても対応可能です。